

# 「幼児教育の無償化」 について



## ＜無償の対象となるもの＞

### ①授業料

### ②夏休み期間等に共働き等保育の必要性があり認可外保育施設等を利用した場合の利用料

※認可外保育施設等とは

認可外保育施設、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリーサポートセンター事業

### ①授業料

- ・満3歳から5歳児（小学校就学前）までの全ての子供の授業料が無償です（所得制限等なし）。
- ・給食費（主食及び副食に掛かる食材料費）、教材費、通園送迎費などは、保護者負担です。

※ただし、そのうち副食（おかず等・牛乳）については、年収が360万円未満相当世帯の全ての子供、および、年収が360万円以上相当の場合は小学校3年生以下の兄や姉から数えて第3子以降の子供は費用が免除となります（主食費は免除対象外）。免除者には別途通知書を発行します。

### ②認可外保育施設等の利用

- ・共働き世帯の子供など保育の必要な3歳児から5歳児（小学校就学前）までの子供が対象となります。
- ・最大上限額1万1,300円（月額）

手続き

「認可外保育施設等の利用」の無償化の対象となるには、「認定申請書」の提出が必要です。申請を希望される場合は在園する幼稚園より認定申請書を受け取り、必要事項を記入の上、幼稚園（市区町村）へご提出ください。

（問合せ先）

【①授業料等に関すること】 新潟市教育委員会 学務課学務グループ ☎ 025 - 226 - 3168

【②認可外保育施設の利用に関すること】 新潟市教育委員会 学校支援課庶務係 ☎ 025 - 226 - 3257